

果樹防除機（ステレオスプレーヤ）貸付要領

茨城県西農業共済組合

1. 目的

この要領は病虫害による損害を未然に防止し、果樹共済及び収入保険の事業拡大と農家経営の安定に寄与するため、防除機を貸付し、損害防止事業の一環として、果樹生産の向上を支援することを目的とする。

機器名 ステレオスプレーヤ：丸山 SSA-Z 600

2. 対象

この要領に基づく貸付者は次に該当することを条件とする。

- (1) 果樹共済及び収入保険の加入者であること。
- (2) 果樹の病虫害の損害防止に使用することを目的としている事。
- (3) その他、組合で協議し貸付を認めるもの。

3. 貸付基準

- (1) 使用者は、自動車普通免許所持者とする。
- (2) 使用申込みは、組合に「果樹損害防止事業機器借受使用許可申請書」（様式1）を提出し、組合の使用許可を得ること。
- (3) 組合より使用許可があった加入者は、自ら茨城県西農業共済組合又は農家支援事業管理センターにて防除機を借受ける事、ただし、防除機の移動を希望する場合は別表1に定める管理費を支払うものとする。
- (4) 防除機の使用上の注意（別紙1）を厳守するものとする。
- (5) 使用者（借受者）以外への又貸しは厳禁とする。
- (6) 貸出中の整備、管理は、使用者が行い保守点検整備に努める。
- (7) 使用後は、点検及び清掃後指定の借受場所に自ら返却し、故障・不調箇所を速やかに組合に報告する事、また、防除機の移動を希望する場合は(3)の別表1と同じ扱いとする。

4. 使用基準

- (1) 貸付期間は原則5日間とし、天候上の理由で作業遅延の場合は、組合に連絡し協議する。
- (2) 故意又は重過失による破損、果樹園地以外に使用しての破損、貸付中の管理不良による盗難については組合で協議の上損害賠償請求する。
- (3) 使用中は安全使用に努め、道路交通法及び法令を厳守する。
- (4) 防除にかかる費用は、すべて使用者が負担する。燃料は返却時、満タン（軽油）とする。

5. 貸付規約

以下の事項について、組合は一切責任を負わない。

- (1) 使用者の一切の事故及び損害等。
- (2) 機器の作業使用中及び移動中の対人及び対物事故の損害等。
- (3) 使用目的以外の対人及び対物事故の損害等。
- (4) 使用圃場、隣接地の土地建物、作物及び他の有形物に対する物理的及び科学的損害等。
- (5) 機具の破損及び第三者への損害。
- (6) その他、組合で協議し責任を負わない損害。
- (7) その他、現場での利用状況の確認・記録（写真撮影）に同意すること。

附則 この要領は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。